# 令和6年 春の交通安全県民総ぐるみ運動 黒川地区実施要綱

∼横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守~
~ 交通ルール 守るあなたが 守られる ~

### 第1目的

本運動は、広く地区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域・職域における道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

# 第2 期間

- 1 運動期間令和6年4月6日(土)から15日(月)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)

# 第3 主催

黒川地区交通安全推進連絡協議会

黒川地区交通安全協会

黒川地区安全運転管理者事業主会

黒川地区安全運転管理者会

黒川地区シルバードライバーズクラブ

大和地区地域交通安全活動推進委員協議会

大和警察署

交通安全母の会

#### 第4 運動重点【全国重点】

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

#### 第5 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や 広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (1) 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保
  - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の 推進
  - イ 「ゾーン30プラス」等の整備を始めとする生活道路対策の推進
  - ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
  - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動の推進
- (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
  - ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号機のあるところでは、その信号に従う等の 基本的な交通ルールの遵守と、道路を横断する時は運転者に横断することを明確に伝え、安全 確認を徹底してから渡り、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す啓発の推進
  - イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど)等を踏まえた 交通安全教育等の実施
  - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの 幼児・児童への教育の推進
  - エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(横断歩道外横断、走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど)等を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の実施
  - オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底
  - ア 交通ルールの遵守と歩行者等や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って 通行する交通マナーの呼び掛け
  - イ 横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先 義務(歩行者等が横断、横断しようとしているときは手前で一時停止)等の遵守による歩行者等 の保護の徹底
  - ウ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を 向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
  - エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての指導・広報啓発の強化オ夜間の

対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

#### (2) 飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境 づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進ウ運転者に 対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等に おける義務の遵守の徹底
- ウ 運転者に飲酒運転は一瞬にして人命を奪う凶悪な犯罪であることを認識させ、運転者のみならず、家族・友人など関係者が一丸となって飲酒運転を根絶していくための、更なる飲酒運転の 根絶に向けた広報啓発の実施
- (3) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の防止
  - ア 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
  - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等 に関する広報啓発の推進
- (4) 二輪運転者に対する広報啓発
  - ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
  - イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- (5) 高齢運転者の交通事故防止
  - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育 及び広報啓発の推進
  - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー) の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
  - ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口 (#8080)の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に 対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底と 正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
  - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

- ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底 させるための指導・広報啓発の強化
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (1) 自転車利用者のヘルメット着用と交通ルールの遵守
  - ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務を 踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
  - イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付け促進
  - ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、 転倒防止のための利用方法に関する具体的な危険性の周知等、安全利用の促進
  - エ 自転車の定期的な点検整備等の励行とTSマーク制度の普及促進
  - オ 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
  - ア 「自転車安全利用条例」及び「自転車安全利用五則」等を活用した自転車の通行ルール遵守や 歩行者優先の乗り方の周知徹底(車道の左側通行の原則(歩道通行は例外)、通行できる歩道での 歩行者優先と車道寄りの徐行、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の 徹底等)
  - イ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等 の危険性の周知徹底
  - ウ 自転車通行空間(普通自転車専用通行帯、自転車道等)が整備された箇所における通行ルール の周知徹底
  - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の 働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール 遵守等を促す啓発の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の 徹底
  - ア 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に関する新たな交通ルールの周知と遵守の 徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の促進
  - イ 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の利用者に対する販売事業者、シェアリング 事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

#### 第6 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動の重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着し、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通 事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした 「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

- 1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- 2 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工夫 し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の 提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動などの諸活動を展開し、又は支援する。
- 3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター・チラシ、広報車等、各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開する。
- 4 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通 法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な 交通行動を示すよう特段の配意をする。
- 5 県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行う。 その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が 進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、ICT (情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参加 促進に努める。
- (1) 地域、家庭等における活動
  - ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室などの開催
  - イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と 解消

- ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通 ボランティア等と連携した家庭訪問などによる交通安全指導の推進
- オ 地域一体となったこどもの見守り活動の充実
- (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動
  - ア こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室などの開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
  - イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの 危険筒所の把握と解消
- (3) 中学校、高等学校、大学等における活動
  - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全 な交通行動等の指導
  - イ 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (4) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設などにおける活動
  - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の 安全な行動等の指導
  - イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成などによる高齢者にとって の危険箇所の把握と解消
- (5) 職域における活動
  - ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全講習などの開催
  - イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転(いわゆる「あおり運転」)・危険ドラッグを 使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
  - ウ 横断歩道における歩行者優先義務の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的 な運転の実践
  - エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の徹底
  - オ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - カ 自転車等利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
  - キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
  - ク 地域、職域、家族等が一体となったこどもの見守り活動の充実
  - ケ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底